

龍谷大学短期大学部に対する認証評価結果

I 判定

2020（令和2）年度短期大学評価の結果、龍谷大学短期大学部は本協会の短期大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2021（令和3）年4月1日から2028（令和10）年3月31日までとする。

II 総評

龍谷大学短期大学部は、建学の精神である「浄土真宗の精神」に基づき、短期大学部の理念・目的を「教育基本法並びに学校教育法による短期大学として、浄土真宗の精神に基づき実際に即した専門の教育を施し、併せて有為の人材を養成すること」と定めている。また、短期大学部の教育理念・目的として、浄土真宗の宗祖である親鸞聖人の生き方を踏まえ、「建学の精神に基づき『真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする』ことのできる人間を育成する」とした育成すべき人間像を定めて公表している。2019（令和元）年には、建学の精神に基づく教育を実践し、新たな短期大学の創造を図り、持続的に発展し続けることを目指して、2020（令和2）年度から創立400周年にあたる2039（令和21）年度までの20年間の長期計画として、併設大学と一体となった「龍谷大学基本構想400」を策定している。構想の内容については、「龍谷大学基本構想400を通じた使命」「2039年の将来ビジョン」「育むべき力とマインド」の3つの分野に区分し、これらを実現するための5つの長期目標を掲げ、中期計画を4年ごと計5期にわたり策定することとしており、教育研究活動の充実に向けて取り組んでいる。

短期大学部は、併設大学を含めた全学組織の中の一学部として位置付けており、短期大学部の内部質保証に係る全ての事項は、その全学的な枠組みのなかで行っている。全学的に内部質保証の推進に責任を負う組織は「全学大学評価会議」であり、「組織としての自己点検・評価」及び「教員個人の諸活動に対する自己点検」を実施、推進する責任を担っている。「全学大学評価会議」のもとに設置された「大学評価委員会」で、各組織の自己点検・評価の結果に基づき、課題や伸長点を確認するとともに評価結果をとりまとめている。短期大学部においては、「短期大学部自己点検・評価委員会」を設置し、教育研究活動の自己点検・評価を実施している。また、教学マネジメントについては、2019（令和元）年度から、「全学教学政策会議」「教学会議」「3つの方針検証委員会」の3つの組織が連携して行っている。

龍谷大学短期大学部

教育については、いずれの学科も学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて適切に教育課程を編成している。授業内容に応じて、講義、演習、講読、実技、実験、実習等を適切に組み合わせ、効果的な教育を行うとともに、各授業科目の教育課程における順次性・体系的性を明示するためにカリキュラムマップを作成し、学生が系統的に履修できるように工夫している。学習成果についてもいくつかの測定方法によって評価等を実施しているが、今後は、学位授与方針に示した学習成果を適切に把握・評価するために、2020（令和2）年度に策定予定であるアセスメント・ポリシーに即して取り組むことが望まれる。

また、各種の優れた取組みが見られる。社会福祉学科では、知的障がいのある市民に対し、短期大学部の教員が講師を、学生がアドバイザーを担当する教養講座を開いており、これは特色ある社会貢献活動であるのみならず、学生が障がい者とともに学びあう有意義な機会になっている。さらに、教員研究活動促進支援のために「研究員制度」等を整備しており、教員の研究の幅の広がり有意な成果が見られることは高く評価できる。そのほか、私立大学の存立基盤である建学の精神について学ぶ必修科目を1年次に開設するほか、新入生オリエンテーションでの短期大学部の起源である西本願寺（京都市）への参拝や学長が建学の精神を説く「学長法話」を定期的に行うなど、短期大学部の歴史や建学の精神についての理解を促す種々の取組みを行っていることは評価できる。また、障がいのある学生を積極的に受け入れており、専門的な知見を持つ専門職員を配置した「障がい学生支援室」を設置し、『障がい学生支援ガイドブック』を教職員へ配付するなど、障がいのある学生に対する理解を深める全学的な取組みを実施している。これは、学生の人権尊重を基本として、全ての学生に等しく教育機会を提供することを目指す、建学の精神に沿った取組みといえる。

一方で、改善すべき課題もいくつか見受けられる。社会福祉学科及びこども教育学科では、1年間に履修登録できる単位数の上限が80単位と高く、実際に相当数の学生の履修登録単位数が多くなっている。シラバスにおいて予習と復習の内容を記載しているものの、単位の実質化を図る措置は不十分であるため、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。また、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動については、実施方法やテーマを検討し、教員への積極的な参加を促すなど、取組みを更に充実させることが望まれる。

今後は、「全学大学評価会議」のもとで改善・向上策を検討し、内部質保証の取組みを通じてこれらの問題点を解決するとともに、既存の特色ある取組みを更に発展させることで、持続的に発展し続ける新たな短期大学部の創造に向けて、更なる飛躍を期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科・専攻科の目的を適切に設定しているか。

建学の精神である「浄土真宗の精神」に基づき、浄土真宗の宗祖である親鸞聖人の生き方を踏まえ、短期大学部の理念・目的を「教育基本法並びに学校教育法による短期大学として、浄土真宗の精神に基づき実際に即した専門の教育を施し、併せて有為の人材を養成することを目的とする」と定めている。また、2016（平成 28）年には「全学教学政策会議」において、短期大学部の教育理念・目的を「建学の精神に基づき『真実を求め、真実に生き、真実を頭かにする』ことのできる人間を育成する」と定めている。短期大学部の教育理念・目的をもとに、各学科の教育研究上の目的を、社会福祉学科は「福祉全般にわたる基礎的教養を修得するとともに、専門及び隣接領域の知識や実践的能力を身につけた人材を養成することを目的とする」、こども教育学科は「保育・幼児教育に関する専門的・実践的能力を身につけた人材を養成することを目的とする」と定めている。短期大学部の教育理念・目的に基づき、両学科の人材養成の目的には、専門知識を裏付けとした実践力を身につけることが共通して示されており、そのうえで各学科それぞれの専門教育による人材育成の方針を反映させていることから、各学科の目的は短期大学部の理念・目的と関連した内容であるといえる。

- ② 短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

短期大学部の理念・目的、各学科の教育研究上の目的は「短期大学部学則」（以下「学則」という。）に明示している。

建学の精神、短期大学部の教育理念・目的及び学科の教育研究上の目的は、教員に対しては毎年度初めの短期大学部教授会で共有しているほか、これらを記載した『出講手帳』を配付し周知している。新規採用の教職員に対しては、新任教職員研修の機会等に説明を行っている。学生に対しては、1年次必修科目「仏教の思想」のなかで建学の精神等を説明する冊子である『龍大はじめの一步—龍谷大学「建学の精神」—』を日本語のみならず、留学生の理解を深めるために英語や中国語でも作成し配付しているほか、履修登録説明会の機会に建学の精神、教育理念・目的等が明示された『履修要項』を配付し説明するなどして周知している。それに加えて、新入生オリエンテーションで短期大学部の起源である西本願寺（京都市）の参拝を行うほか、在学生に対して学長が建学の精神を説く「学長法話」を定期的に行うなどして（休暇期間中を除く毎月1回）、短期大学部の歴

史や建学の精神の理解を促す工夫を行っている。このように、私立大学の存立基盤である建学の精神や自校史について、学生の理解を深めるさまざまな取組みを実施していることは評価できる。また、社会に対しては、ウェブページや大学案内等を通じて建学の精神等を公表している。

③ 短期大学の理念・目的、各学科・専攻科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

2019（令和元）年には、2020年（令和2）度から創立400周年にあたる2039（令和21）年度までの20年間の長期計画として、併設大学と一体となった「龍谷大学基本構想400」を策定している。構想の内容について、「龍谷大学基本構想400を通じた使命」「2039年の将来ビジョン」「育むべき力とマインド」の3つの分野に区分し、「龍谷大学基本構想400を通じた使命」では、短期大学部の育成すべき人間像である「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことができる人材を育成するために、短期大学部を含む大学が果たすべき使命として「異なる価値観を許容する未来を創出し、誰一人として取り残さない社会を形成していく変革の担い手を育む」等の3項目を掲げている。「2039年の将来ビジョン」では、ビジョンを達成するまでの構想を、建学の精神や教育理念・目的と関連させた体系図により示している。「育むべき力とマインド」では、教育理念・目的を達成するために学生が身につけるべき力やマインドを掲げている。「龍谷大学基本構想400」は20年間にわたる長期計画であるため、計画実現のための中期計画を4年ごと計5期にわたり策定することとしている。2020（令和2）年度から第1期中期計画のもとで取組みをはじめたところであり、今後の成果が期待される。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

短期大学部は、併設大学を含めた全学組織のなかの一学部として位置付けられており、短期大学部の内部質保証に係る全ての事項は、その全学的な枠組みのなかで行われている。短期大学部は内部質保証の実質化を図るために、2019（令和元）年にこれまでの内部質保証のあり方を見直し、新たに「内部質保証に関する方針」を作成している。内部質保証に関する全学的な方針は、「基本的な考え方」「内部質保証の推進に責任を負う組織」「組織としての自己点検・評価」「教員個人の諸活動に対する自己点検」の4項目から構成されており、「基本的な考え方」として、「本学は、『組織としての自己点検・評価』及び『教員個人の諸活動に対する自己点検』の2つの制度で内部質保証を実現する。社会的責任

を果たすため、自己点検・評価の結果を本学Web上において公表する」と定めている。同方針はウェブページで公開するとともに、毎年度、学内全ての組織を対象とする自己点検・評価実務者説明会において、周知・説明している。

組織としての自己点検・評価のための手続については、上記の「内部質保証に関する方針」に明示している。具体的には、「全学大学評価会議」のもとに「大学評価委員会」を置き、各組織の自己点検・評価の結果を客観的に評価し、評価結果（案）を作成して「全学大学評価会議」に上程する。「全学大学評価会議」は「大学評価に関する規程」に基づき、「組織としての自己点検・評価」を実施し、評価結果を各組織にフィードバックして、各組織の改善活動を支援する。また、当該組織のみでは改善に取り組むことが難しい課題については、「全学大学評価会議」が全学的課題と位置付けて学長に上申し、部局長会の責任において改善活動に取り組むこととしている。

教員個人の諸活動に対する自己点検の手続については、同方針に「各教員は、自己の活動を点検し、教育研究その他諸活動の維持、改善及び向上を図り、本学の教育研究活動等を活性化し、本学の教育研究の質を保証する。また、各学部等は、ガイドラインを定め、教員活動自己点検の結果を、諸活動の活性化や改善につなげるための資料として活用する」と定めている。

短期大学部の教学マネジメントについても全学的な枠組みのなかで行われており、2019（令和元）年には、教育の質保証のため「教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針」を定めている。同方針では、「全学教学政策会議」が教育活動に関する全学的な企画・設計を行い、「教学会議」がその実践に向けて全学的に具体的な運用を図る。また、教育活動の状況を確認するため「全学教学政策会議」のもとに設ける「3つの方針検証委員会」が検証を行い、その結果をもとに改善・向上に資する提言を行う。その提言をもとに、「全学教学政策会議」が中心となって大学の教育活動の更なる質向上を図っていくこととしている。これらの組織は、学部・研究科等とも連携して教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上に取り組むと明記している。このように各機関の関係性と役割を明示し、ウェブページに公開している。

以上のことから、内部質保証に関する全学的な基本方針及び手続を明示し、学内で共有していると判断できる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は「全学大学評価会議」であり、組織の自己点検・評価と教員活動自己点検を実施、推進する責任を担っている。メンバーは、学長、副学長、事務局長、総務局長、学部長（短期大学部長を含む）、学長室長、大学評価委員会委員長、同副委員長、総務部長、財務部長、教

龍谷大学短期大学部

学部長、大学評価支援室長、大学評価支援室事務部長であり、大学執行部である部局長会構成員をメンバーとすることで、評価結果を改善につなげる責任体制を構築している。これらの「全学大学評価会議」の役割等は「大学評価に関する規程」に定めている。

「全学大学評価会議」のもとに設置する「大学評価委員会」は、各組織の自己点検・評価の結果を客観的に評価し、評価結果（委員会案）を「全学大学評価会議」に上程することを主な任務としている。副学長、大学評価支援室長、同事務部長及び専任教職員のなかから学長指名の委員が構成員となっており、ピア・レビュー体制を構築している。これらの「大学評価委員会」の役割等は「大学評価に関する規程」に定めている。

短期大学部においては、「短期大学部自己点検・評価委員会」を設置し、教育研究活動の点検・評価を行い、「大学評価委員会」が短期大学部の自己点検・評価結果を確認し、「全学大学評価会議」に毎年報告している。「短期大学部自己点検・評価委員会」は、学部長が指名する若干名の教授会構成員をもって構成している。「短期大学部自己点検・評価委員会」の役割等は「短期大学部自己点検・評価体制に関する内規」に定めている。

短期大学部の教学マネジメントは、「全学教学政策会議」「教学会議」「3つの方針検証委員会」が行っている。「全学教学政策会議」は、学長、副学長、学部長（短期大学部長を含む）等から構成しており、当該組織の役割等を「教学運営規程」に定めている。「教学会議」は、教学部長、教学企画部長、各学部教務主任等から構成し、当該組織の役割等は「教学運営規程」に定めている。また、「3つの方針検証委員会」は教育の実践結果の検証を行い、その結果を学長に提言する。さらに、当該組織だけで改善が難しい場合は、全学的課題として関連する複数の組織が対応し、そのほかに大学執行部である部局長会も関わることになっている。「3つの方針検証委員会」は、学長が指名する副学長1名、教学部長、教学企画部長等から構成しており、当該組織の役割等は「3つの方針検証委員会内規」に定めている。

短期大学部で独自に課題が生じた場合には、関連する担当者による会議を開き、短期大学部執行部が改善のための取組みを行っていることから、短期大学部の独自性に配慮した体制を整備しているといえる。

以上のことから、全学的な方針及び手続のもと、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制は適切に整備していると判断できる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

3つの方針を策定するための全学的な基本方針は、「学科の『教育理念・目的』と3つの方針策定の基本方針」に定めている。当方針には「龍谷大学短期大

龍谷大学短期大学部

学部の教育理念・目的を実現するために設置された学科は、広く社会に貢献できる教養教育と専門教育を体系的かつ組織的に行うにあたり、各学問分野の独自性を活かしつつ、社会の要請等を踏まえた教育理念・目的を掲げ、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を一体的に策定する」と明記している。

社会福祉学科及びこども教育学科の3つの方針は、上記の基本方針と整合していると判断できる。

全学的な内部質保証に関する取組みは、「内部質保証に関する方針」に基づき行っている。

組織の自己点検・評価では、3種類の評価シートを使用している。具体的には、「大学を俯瞰的に点検・評価する大学全体の視点に関するシート」「学部が用いるシート」「その他のセンター・事務組織が用いるシート」を用意し、活動内容に応じて用いることができるように工夫している。毎年度、期間を定めて評価結果の作成、評価結果の事実確認、評価結果に基づく改善計画の策定等、一連のプロセスを所定の手続を踏まえて実践している。

2019（令和元）年度の自己点検・評価の結果、改善途上にある課題を含めて努力課題を10件指摘し、そのうち短期大学部にも該当する努力課題は5件であった。この5件の努力課題の改善に向けて取り組んでいる。

教員活動の自己点検として、「教育」「研究」「社会貢献」「大学管理運営」の4領域について基本方針を定め、全ての専任教員は1年間の自己点検を行い、教員活動自己点検システムに入力している。「全学大学評価会議」は入力状況を確認するとともに、その点検結果を「教員活動自己点検 点検結果の活用に関するガイドライン」に基づいて、教員及び学部等組織の諸活動の改善や活性化への活用を促すなど、全学的に取り組む工夫を行っている。

一方、2019（令和元）年度からの教学マネジメントの向上を目的とした「全学教学政策会議」「教学会議」「3つの方針検証委員会」によるPDCA体制の運用は緒に就いたばかりである。特に、新設した「3つの方針検証委員会」については、教育活動の検証を通じてその有効性を確認するまでには至っていないが、活動の一端は確認ができる。新たな教学マネジメント体制による今後の成果を期待したい。

組織の自己点検・評価の結果を評価する「大学評価委員会」では、評価の客観性、妥当性を確保するため、評価を受ける組織の所属ではない教員、職員でグループを組み、評価を実施することで、公正かつ妥当な評価が行えるように工夫している。

学部等の設置時や設置計画履行状況等調査において指摘事項があった場合は、当該学部等でその指摘事項に対する改善策を検討し、迅速に対応している。その

改善内容の適切性については、設置計画履行状況等調査報告書（以下「AC報告書」という。）の作成担当部局である学長室（企画推進）において、根拠資料等を踏まえて確認している。その後、学内稟議において、法人（大学）としての確認を経たうえで、AC報告書を提出している。なお、AC報告書を提出した際は、その対応の適切性について自己点検・評価を行い、「大学評価委員会」の評価を経て、「全学大学評価会議」において評価結果を決定している。

また、認証評価機関（本協会）から指摘事項があった場合は、「全学大学評価会議」で指摘事項の内容を確認のうえ、課題改善に向けた取組みの方策について審議・決定している。具体例として、2013（平成 25）年度の認証評価における指摘事項（1件）では、短期大学部が「改善計画書」に基づき改善を進め、年2回の「改善報告書」の提出をもって、「全学大学評価会議」が改善の進捗状況を確認する仕組みとした。また、組織の自己点検・評価において、「全学大学評価会議」が当該指摘事項の現状等を確認できるようにし、それをもとに同会議が改善への取組みを円滑に進められるように各組織を支援している。

以上、内部質保証の方針に基づき、内部質保証システムは学内のさまざまな組織のPDCAサイクルと結びつき有効に機能していると判断できる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

「学校法人龍谷大学情報公開規程」及び「情報公開規程に関する細則」を定め、短期大学部、入試情報、学生生活、キャリア支援等の個別ページを設けるとともに、財務情報等の基本情報のページを設けて情報公開し、社会に対する説明責任を果たしている。また、教育研究活動、自己点検・評価結果、教員データベース（教員に関する情報）もウェブページで公開している。なお、自己点検・評価結果に関する情報については、内部質保証に関する方針、点検・評価報告書、評価結果、短期大学基礎データ、改善報告書検討結果の関係資料もウェブページで公開している。一部のコンテンツは多言語（英語、中国語）対応を行い、またスマートフォンにも対応している。

公開される内容については、担当部署が正確かつ最新の情報を掲載するよう責任をもって対応している。年度ごとの数値による情報は、年度初めにまとめて更新している。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務等の状況をウェブページで適切に公表することにより、社会に対する説明責任を果たしており、また多言語（英語、中国語）やスマートフォンに対応するなど、媒体や表現方法を工夫することで情報の得やすさに十分な配慮をしていると判断できる。

- ⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

「大学評価委員会」は、毎年度、当該年度の自己点検・評価について総括を実施し、課題や伸長点を確認するとともに、「全学大学評価会議」においても総括を把握のうえ、課題を確認している。あわせて、点検・評価項目や制度設計に対して全学的に意見聴取を行い、次年度の実施に向けた検討を行っている。

これらの総括及び意見聴取により、内部質保証システムの適切性について確認するとともに、改善を要する場合には、「全学大学評価会議」の審議を経て、翌年の自己点検・評価実務者説明会において周知している。

以上のことから、内部質保証システムの適切性について、定期的に点検・評価及び改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

3 教育研究組織

<概評>

- ① 短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるか。

「龍谷大学短期大学部の教育研究組織の編成原理」を定め、「龍谷大学短期大学部の教育理念・目的」を実現するために、現在、社会福祉学科及びこども教育学科を設置している。

研究組織としては、短期大学部の理念・目的に即した「世界仏教文化研究センター」のほか、2019（令和元）年に「ユヌスソーシャルビジネスリサーチセンター」を設置し、研究成果を社会に還元することに努めている。「世界仏教文化研究センター」では、仏教に関する国際的な研究を進めるほか、現代社会の問題に応じるための講座も開講している。また、「世界仏教文化研究センター」のもとに、「人間・科学・宗教オープンリサーチセンター」を設置し、2016（平成 28）年度以降「グリーンケア公開講座」を開講している。この「グリーンケア公開講座」には、短期大学部所属の教員 2 名が参画し、企画・運営に携わっている。

「ユヌスソーシャルビジネスリサーチセンター」では、地域と協働して多文化協働型の人材育成の事業運営等を行うとともに、学生を対象とした教育プログラムも展開し、研究成果を教育や社会へ還元する取り組みを行っている。

以上のことから、短期大学部の理念・目的に照らして、教育研究組織を適切に構成・設置していると判断できる。

- ② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性については、「短期大学部自己点検・評価委員会」で毎

年度、本協会の大学基準を準用した自己点検・評価を行っている。また、研究所等については、その事務を所管する研究部が同様の方法で活動内容の点検・評価を行っている。「大学評価委員会」は、これらの組織から提出された自己点検・評価シートを根拠資料に基づいて確認し、その結果を「全学大学評価会議」に上程のうえ、改善・向上に努めている。

2015（平成 27）年度の自己点検・評価では、明確な教育研究組織の編成原理が策定されていないことが改善課題となり、教学部が検討を重ねて 2019（令和元）年度に編成原理を作成し、「全学研究会議」の審議及び修正を受け、その後「部局長会」において審議・決定したことが改善の一例として挙げられる。

以上のことから、教育研究組織の適切性について点検・評価を行い、その結果を踏まえて改善・向上に取り組んでいると判断できる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

各学科の教育理念・目的（教育研究上の目的）の実現を企図し、授与する学位ごとに学位授与方針を定めている。また、学位授与方針には修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明示しており、授与する学位にふさわしい内容となっている。例えば、社会福祉学科では、「個人の尊厳性、権利の普遍性、社会的互恵的連帯性、貧困と差別を生む社会構造をはじめとした社会福祉についての基礎的な知識を持っている」等と明記している。こども教育学科では、「発達の意味、子ども期固有の意義について洞察する姿勢を持つことができる」等と明記している。

各学科の学位授与方針は、いずれも大学ウェブページをはじめ、『履修要項』の冊子を通じて分かり易く公表している。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

各学科の教育理念・目的（教育研究上の目的）及び学位授与方針に基づき、教育課程の編成・実施方針を定めている。各学科の教育課程の編成・実施方針は、「教育内容」「教育方法」「学修成果の評価」の3項目から構成され、教育内容については学位授与方針の枠組みと整合させるため、「建学の精神の具現化」「知識・技能の修得」「思考力・判断力・表現力の発展・向上」「主体性・多様性・協働性の発展・向上」という全学共通の4つの観点に分類し、それぞれを実現するための教育課程の編成・実施に対する考え方や具体的な方針を定めている。よって、各学科の教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針に整合しているといえる。

また、社会福祉学科及びこども教育学科では、教育課程の編成・実施方針に教育課程の体系や教育内容、授業科目区分、授業形態等、教育についての基本的な考え方を明確に示している。

上記の各学科の教育課程の編成・実施方針は、いずれもウェブページをはじめ、『履修要項』を通じて分かり易く公表している。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

各学科の教育課程は、教育課程の編成・実施方針に基づき、共通科目及び学科専門教育に関する専攻科目で編成している。また、授業科目の内容に応じて開講時期（年次・学期配当）を適切に設定し、教育課程における順次性・体系性を明示するために、全体像を図式化したカリキュラムマップを提示している。共通科目及び学科専門科目に配置した授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目に区分するとともに、卒業要件に関係しない随意科目として「教育職員免許状取得に関する科目」「保育士資格取得に関する科目」「本願寺派教師資格取得に関する科目」を開設しており、専門分野の学問体系を考慮した教育課程の編成となっている。さらに、いずれの学科においても、学生が課程修了時の学習成果を身につけるうえでふさわしい授業科目により教育課程を編成している。例えば、社会福祉学科では、学生自らのニーズに沿って学びやすいプログラム制（社会福祉士養成プログラム、障がい者共育プログラム、国際福祉プログラム、ビハーラ活動者養成プログラム、編入学準備プログラム）を導入しており、専門的な学習を体系的に行うことが可能となっている。こども教育学科でも、保育・幼児教育に関する各能力を身につけるために必要な科目を開設し、教育課程を編成している。

各学科の初年次教育では、社会福祉学科は「基礎演習」において、大学の学びの基礎、文献検索法、レポートの書き方等、大学での学習にスムーズに移行できる取り組みを行っている。こども教育学科は、実習科目の位置付けにある「保育実習指導Ⅰ」の中で初年次教育を行っているものの、今後は「大学での学びの基礎」にあたる教育の内容の充実が望まれる。高大接続への配慮としては、短期大学部として高大連携教育プログラムを開設し、付属校だけでなく、教育連携校、宗門関係校、高大連携協定校を選定し、出張模擬講義やキャンパス・ビジット等の取り組みを効果的に行っている。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

各学科の教育課程の編成・実施方針に基づき、学生の学習成果の向上に資する効果的な教育方法の導入を図っている。授業内外における学生の学習を活性化し

効果的な教育を行うため、学生の主体的な参加を促す授業形態・内容・方法を採用している。例えば、映像資料を活用したワークショップ、学生による報告、討論、見学、フィールドワーク、サービス・ラーニング、論文執筆等多様な学習スタイルを採用するとともに、学生の学びを支援するため、コースマネジメントシステムとして「manaba course」「moodle」を、英語の e-ラーニングシステムとして「ALC NetAcademy NEXT」を整備している。さらに、学期の初・中期に任意の授業アンケートを実施するほか、「シャトルカード」「ミニツツペーパー」等の教育支援ツールを準備している。学習支援の場として、ラーニングcommons、ライティングサポートセンターを設置し、授業時間外においても学生が主体的に学習できる環境整備を行っている。また、実践的学びを重視した効果的な教育実践の事例として、こども教育学科における「実習指導教育」が挙げられる。保育・幼児教育、音楽、図画工作、体育、小児栄養、心理、社会福祉等の異なる専門領域の14～15名の教員が、事前指導、巡回指導、事後指導の一貫性を保つためチームを構成し、全教員が毎週参加して教育を行っている。実習指導を行う全教員が常に授業に参加することにより、学生の不安を解消するだけでなく、学生への教育効果や教員同士のつながりが向上・深化し、FD研究に発展したほか、2021（令和3）年度には実習指導のサブテキスト『こどもと関わる』を出版予定である。このような「実習指導教育」における取組みは、今後、専門領域の壁を越えた授業研究へと発展する可能性があり、多角的な視点からの教育改善に積極的に取り組んでいることは評価できる。

シラバスの作成では、掲載情報に必須項目（講義概要、到達目標、講義方法、予・復習等の指示、成績評価方法、講義計画）と任意項目（サブタイトル、テキスト、参考文献、履修上の注意・担当者からの一言、オフィスアワー・教員との連絡方法、参考URL）を定め、シラバス様式は併設大学を含み全学で統一している。また、シラバスには予習・復習等の指示を記載している。シラバスの充実に向けて、「シラバス作成の手引き」を作成し、障がいのある学生への配慮等に関する注意事項や必須項目の具体的な記入例を示しているほか、シラバスチェック体制を設け、兼任教員のシラバスを含めて記載内容を点検・確認している。学期末の学生授業アンケートからも、各授業において概ねシラバスを適切に活用していることがうかがえる。

履修指導においては、学期開始時に履修指導期間を設定し、学科・学年別に履修説明会を開催して、履修登録に係る説明・相談を行っている。また、履修要項には、各授業科目の関係性や履修モデルを明示したカリキュラムマップを掲載するとともに、日常的な履修相談等はオフィスアワーを設定して対応しており、学生が不安なく学びを進めるための措置が取られている。単位制度の趣旨に沿った学習時間を確保するため、授業科目を講義・演習科目と外国語・実技・実習科目

に分けて学習時間を定め、授業回数は定期試験とは別に半期 15 回を確保している。また、可能な限り適正規模の受講学生数になるよう、履修登録学生数が確定した段階で、1 クラスの学生数が多い場合はクラス数を増やすほか、予備登録を実施するなどの配慮が行われている。しかし、社会福祉学科及びこども教育学科では、1 年間に履修登録できる単位数の上限が 80 単位と高く、実際に相当数の学生の履修登録単位数が多くなっている。シラバスにおいて予習と復習の内容を記載しているものの、単位の実質化を図る措置は不十分であるため、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

両学科において、各授業科目の成績評価は、筆答試験、レポート試験、実技試験、その他授業担当者が設定する方法（授業への取組み状況や小テスト等）の 4 種類のうち、担当者が授業科目の特性に応じて 1 つ又は複数の方法を組み合わせて行うことを定めている。各授業科目のシラバスには、評価種別、評価方法の割合、評価基準を明示している。また、成績評価の客観性を担保する一助として「成績疑義制度」を整備しており、学生が成績評価に対して疑義がある場合は、教務課を通じて、授業担当者に評価結果の再確認や説明を求めることができるようにしている。授業担当者は、必要に応じて採点済みの答案や評点の内訳を開示するなど疑義に対する説明を行い、万一、成績評価を変更する場合は、変更理由を記載した書面等を提出し、教授会で審議・承認された後、成績変更が認められる。

以上のことから、成績評価及び単位認定は厳正かつ適正に実施しているといえる。

学位（短期大学士）授与のための卒業要件は、学則及び学位授与方針に基づいており、各学科の履修要項に明示している。具体的には、2 年以上在学し、各学科の教育課程の所定の科目を履修し、68 単位以上を修得することが必要である。学位授与の実施手続及び責任体制は、教授会において厳正な審議のうえ卒業判定を行っており、適切かつ明確である。既修得単位の認定については、学則に則り、教育上有益と認められる場合には認定するなど適切に行っている。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学生の学習成果の把握及び評価は、複数の指標を多角的に検討・導入して行っている。学習成果の把握・評価のための取組みとしては、以下の 6 つがある。

1 つ目は、学位授与方針に明示した学生の学習成果を直接把握・評価するものではないが、GPA により、学生一人ひとりの学習到達度を測定している。GPA 制度については、履修要項に記載して学生にも周知し、その結果は成績表に記

載しているため、学生が自身の学習状況を把握し、自ら学習目標を設定するなど、学習意欲の向上や主体的学びを促すものとなっている。

2つ目は、アセスメントテストの「大学生基礎力調査Ⅰ」と「GPS Academic（思考力テスト）」の実施である。入学時に「大学生基礎力調査Ⅰ」を実施し、2年次にGPSで学習成果の伸長を確認している。「大学生基礎力調査Ⅰ」では、学生も自分の課題を認識することが可能であり、学習計画を立てるのに効果的に活用されている。

3つ目は、2019（令和元）年度にeポートフォリオ「mahara」を導入するとともに、社会福祉学科では、学生が自己の学習態度や成果を「セルフマネジメントシート」に入力し、ゼミ担当教員と面談時に確認することによる学習成果の把握であり、またこども教育学科では、幼稚園教諭教職課程履修者を対象とした「教職履修カルテ」を活用することにより、学習成果の把握に努めている。「教職履修カルテ」では、学生が教職課程を履修する中で学んだことを振り返るとともに、今後どのような学習が必要なのかを考えることが可能となっている。

4つ目は、卒業時に行う、学位授与方針に定めている「学生に保証する基本的な資質・能力」の修得状況に関する「卒業時アンケート」の実施である。その結果として、「資質・能力の認知度が低いこと」を問題点としてあげているが、それに対する改善方策を学科ごとに策定し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

5つ目は、卒業後1年目及び4年目の卒業生を対象に、教育効果の測定に資する情報を収集するためのアンケート調査の実施である。2020（令和2）年度からは、この調査結果を各学科や関係部署とも共有し、教育改革等に活用することを計画している。

6つ目は、外部評価の活用であり、学外の実習指導者に学生の評価をしてもらい、より適切な学習成果の把握・評価に努めている。社会福祉学科では、実習報告会の際に実習施設の指導者から、実習の成果についてコメントをもらう機会を設けており、多角的な評価を行うよう努めている。今後は、学位授与方針に示した学習成果を適切に把握・評価するために、2020（令和2）年度に策定予定であるアセスメント・ポリシーに即して学習成果の把握・評価に取り組むことが望まれる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、併設大学を含めた全学的取組みとして、毎年、本協会の大学基準を準用して、短期大学部及び教学部において自己点検・評価を行っている。点検・評価プロセスは、「大学評価委員会」委員（評価者）が、各組織の自己点検・評価シートに基づく評価を実施し、評価結

果（案）をまとめ、「全学大学評価会議」に上程し、審議のうえ確定する。評価結果は、各組織にフィードバックされ、課題の改善に取り組むとともに、その後の活動に生かすよう、「大学評価支援室」に「改善計画書」「改善報告書」の提出が義務付けられており、改善・向上に向けた取組みを適切に行っている。

教育課程及びその内容、方法の改善・向上に向けた具体的な取組みとして、社会福祉学科では、実習科目の授業内容の企画立案において、学生の実習結果等を資料としながら、社会福祉学科会議で十分な協議を行いながら改善・向上を図っている。こども教育学科では、こども教育学科会議や担当者会議において、教育成果の検証方法や教育内容・方法の改善方策について議論を重ねることによって、適切な改善・向上を目指している。同学科の取組みは、『2018（平成 30）年度こども教育学科教育年報』において報告している。また、同学科では、巡回訪問時の実習指導者からの指摘内容や実習評価票へのコメントを教員間で共有するとともに、実習指導室の職員とも連携しながら検討を行い、次年度の実習ハンドブックの改訂に反映させるなど、恒常的に教育内容・方法の改善に取り組んでいる。

2019（令和元）年には、「全学教学政策会議」が、「学士課程教育の改革」や「3つの方針に基づく教学改革」に関し、教育の質向上の取組みや全学的な初年次教育のあり方、学習支援の取組み等について提言し、点検・評価結果を踏まえた教学政策の総括を実施しており、更なる教育の改善・向上に向けた取組みを行っている。

<提言>

改善課題

- 1) 社会福祉学科及びこども教育学科では、1年間に履修登録できる単位数の上限が80単位と高く、実際に相当数の学生の履修登録単位数が多くなっている。シラバスにおいて予習と復習の内容を記載しているものの、単位の実質化を図る措置は不十分であるため、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

社会福祉学科及びこども教育学科では、全学としての「入学者受け入れの方針」に基づき、各学科の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、学科ごとに学生の受け入れ方針を定めている。この学生の受け入れ方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を明確に示している。例えば、社会福祉学科では「ディスカッションを行う能力や、ディスカッションをとおして多

様な考え方があることを知り、多様な考え方から多様なことを柔軟に学び取る能力をもった人」、こども教育学科では「保育・幼児教育現場の特性に考慮し、一定程度の臨機応変な対応能力（即興で課題に取り組む意欲や機転、発想力等）を有する者」を求める学生像として明記している。これらの方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針と整合している。

2019（令和元）年度から、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を改定したことから、学生の受け入れの方針を見直している。新しい方針案では、建学の精神を理解したうえで、学力の3要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を総合的に評価することを重視し、求める学生像を明示している。各入学試験では、重視するポイント（試験科目等、評価項目、判定方法）を明らかにして、多面的で公正な選抜を実施することとしている。2020（令和2）年度に策定された新しい学生の受け入れ方針はウェブページで公表している。

上記の学生の受け入れ方針は、ウェブページ、入学試験要項、入試ガイドに明記し公表している。複数の媒体により公表することで、理解のしやすさにも十分配慮していると判断できる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

入学者選抜は、学生の受け入れ方針に沿って、一般入試、公募推薦入試、大学入試センター試験利用、スポーツや社会活動による選抜、伝道者選抜、外国人留学生選抜、帰国生徒特別入試、社会人推薦、指定校推薦等を用意している。また、障がいのある受験生が、配慮に関する内容を事前に確認したうえで適切な配慮のもとで受験できるように、「障がい等のある受験生の『受験上の配慮』について」の項目を設定しウェブページで公表している。

授業料等の学費に関する情報は、大学案内誌や入学試験要項、入試ガイドに、また奨学金制度については、大学案内誌に掲載している。

短期大学部の入学者選抜は、併設大学を含めた全学的な運営体制のもとで行われている。入学試験は、「入学試験規程」に則り実施している。また、「入学試験委員会」を設置し、入学試験制度、試験科目及び配点、入学試験実施体制等の入試全般に関する重要事項を審議・決定している。「入学試験委員会」は、その役割を踏まえ、学長、副学長、事務局長、総務局長、学部長（短期大学部長を含む）、学長室長、教学部長、入試部長、総務部長、財務部長及び入試部事務部長で構成している。入学試験の可否判定は短期大学部教授会が行っており、判定資料では受験者氏名を無記名にするなど適切な配慮のもとに公正に実施している。入学試験の出題体制を組織的に確立し、出題の適切性を確保するために、学長の

もとに入試部長、各教科の出題委員長各1名及び入試部事務部長で構成される「出題会議」を設置し、「出題範囲」「出題基準」「採点基準」等に関することを審議・決定している。また、各教科別に、出題内容の連絡及び調整を図るため、それぞれ各教科の出題委員により「教科出題委員会」を組織している。さらに、入試本部を設置し、そのもとに役割別の実行班（実施班、出題班、採点班、集計班等）を編制する入試実行グループを整備し、円滑で公正な入試が実施できるように努めている。

以上のことから、入学者選抜の制度や責任体制を適切に整備し、入学者選抜も十分な配慮のもとに公正に実施していると判断できる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

短期大学部の入学者数及び収容定員については、入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率を適正に維持できるように、短期大学部教授会において合格者数を慎重に審議している。各学科の収容定員に対する在籍学生数比率は、適正な数値を維持している。過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均についても適正である。両学科において、過去5年間に入学者が入学定員を下回る年度が一度だけあったが、一定以上の水準は維持している。

以上のことから、適切な定員を設定して学生を受け入れ、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していると判断できる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

短期大学部の学生の受け入れの適切性については、併設大学を含めた全学的な内部質保証に関する取組みの一環として自己点検・評価を行い、検証している。毎年度、学生募集、入学者選抜、入学定員管理等について、短期大学部、教学部、入試部が自己点検・評価を行っており、その結果は「大学評価委員会」において評価結果（案）としてまとめられ、「全学大学評価会議」で審議のうえ確定させている。各組織は、フィードバックされた評価結果に基づき、改善・向上に取り組んでいる。また、「入学試験委員会」は、毎年度、入学試験の実施結果を総括し、成果や課題を踏まえて次年度以降の入学試験に反映させている。

以上のことから、全学的な内部質保証の取組みの一環として、毎年度、学生の受け入れの適切性について自己点検・評価を行い、その評価結果を踏まえて改善・向上に努めていると判断できる。

6 教員・教員組織

<概評>

① 短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

建学の精神及び短期大学部の教育理念・目的に基づき、「龍谷大学短期大学部の求める教員像と教員組織の編成方針」を定めている。求める教員像として、「建学の精神の尊重、教育活動等の業務に意欲的に取り組むこと」を明記している。短期大学部の教員組織の編制方針は、教育理念・目的を実現するために教員人事規程等に則り、教員組織を編制するという内容であるが、各学科の特性に応じて適切な教員組織を恒常的に編制するため、学科ごとに固有の教員組織の編制方針を定めることが望ましい。

「龍谷大学短期大学部の求める教員像と教員組織の編成方針」は、教授会等の場で在籍教員に周知するとともに、ウェブページでも公表している。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

2019（令和元）年度の教員数は、短期大学設置基準の専任教員数を充足している。

両学科において、教員組織の年齢構成、性別、国際性のバランスが取れた配置に努めており、また、必修科目等の教育上の主要科目についても専任教員が担当している。専任教員の授業担当時間は、過度の負担とならない適切な授業時間数となっており、教育研究の成果が上げられるように配慮をしている。

短期大学部は、併設大学とともに将来的にも安定した教員組織の編制が可能となるよう教員人件費の上限枠を定め、教員数及び教員採用に関する「教員人事計画」に基づき、適切な教員組織の編制に取り組んでいる。「教員人事計画」は、毎年度、策定・更新され、退職者の補充人事を適切に進めることで、健全な財務基盤に基づく教員組織の編制・維持に努めている。

以上のことから、教員組織の編制方針に基づき、教育研究活動を展開するために適切な教員組織を編制しており、特定の年齢に偏ることなくバランスの取れた教員配置となっていると判断できる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

短期大学部の教員募集・採用・昇任については、併設大学を含めた全学的な標準基準である「教育職員選考基準」を定め、そのもとに短期大学部教員人事に関する規程を定めている。専任教員の募集・採用・昇任は教授会の発議のもとで進められ、審議は「教育職員選考基準に準拠しながら運用する補充人事フローチャ

ート」に定められた手続に従って公正に実施している。昇任に関しては、各学部長が毎年度昇任候補者の推薦を全学の専任教員に求める旨を定め、『龍大月報』において推薦依頼を公表している。被推薦者の審査手続については、教授会に審査委員会を設置し進めることになっている。

兼任教員の採用については、「学校法人龍谷大学非常勤講師就業規則」に基づき、教育業績・研究業績を踏まえて選考を行い、教授会の議を経て学長（専務理事）が採用を決定している。また、無期転換に対応した「学校法人龍谷大学非常勤講師（無期）就業規則」を定め、法令を遵守した運用を行っている。

以上のことから、教員の募集・採用・昇任等は、明文化された基準及び手続に従って公正に行われていると判断できる。

④ **ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。**

短期大学部のFD活動は、併設大学を含む全学の「学修支援・教育開発センター規程」に基づいて、「学修支援・教育開発センター」が実施している。FD活動は、全学のFDの定義のなかで「各教学主体が主体的・組織的に行う教育改善活動」と位置付けている。「学修支援センター」は、短期大学部を含む各学部・研究科のFD活動を支援するとともに、自己応募研究プロジェクト、指定研究プロジェクト、学生による授業アンケート調査、FDフォーラム・FDサロンの開催、公開授業と講評会の開催、FD活動の取組みや成果に関するFD報告会の開催等の取組みを行っている。FDフォーラムは毎年1回程度開催しており、2019（令和元）年度は「データサイエンス教育の展開—教育実践に向けて—」をテーマとして開催し、通算15回目となった。また、FD活動に関する成果物は、「FD・教育等研究開発報告書」「FDレポート」「学修支援・教育開発センター通信」として刊行し、ウェブページにも掲載し、学内外へ公表している。

短期大学部では、学科ごとにFD活動を実施している。2019（令和元）年度には、「アクティブラーニングの実践」（社会福祉学科）、「紙コップという素材を通した『主体的・対話的・深い学び』とは」（こども教育学科）を開催している。2020（令和2）年度からはFDの実施内容を録画し、欠席者が視聴できるように工夫している。

また、併設大学と協働して人権に関するFD活動にも取り組んでおり、建学の精神に基づき、人権意識の向上と人権啓発の醸成を目指して、全学人権講演会や人権研修会を年1回以上開催している。FD活動をさまざまな方法を通じて組織的・多面的に継続して実施し、教員の資質向上や教員組織の改善・向上に努めている。

なお、短期大学部では、教員活動自己点検の結果は人事評価の資料としない

定め、教員自身が教育活動の改善に活用している。また、FD活動への教員の積極的な参加を促すため、実施方法やテーマを検討するなど、FD活動を更に充実させることが望まれる。

以上のことから、短期大学部のFD活動は、学科ごと又は併設大学と連携・協働して実施することで、教員の資質向上につながっていると認められる。今後も自己点検・評価結果を踏まえ、積極的にFD活動に取り組んでいくことが望まれる。

⑤ 併設大学がある場合、各々の人員配置、人的交流等、短期大学と併設大学との教員及び教員組織の関係を適切に保っているか。

短期大学部は、学校法人龍谷大学が設置する短期大学であり、短期大学部独自の教育課程を編成しているが、併設大学との研究教育交流を促進するために、全学的な立場から一体的な人事交流を行っている。人的交流では、「専任教員の移籍・交流等に関する規程」を定めて、教員の人事配置を行っている。また、併設大学の教員が短期大学部開設科目を担当したり、短期大学部の教員が併設大学・大学院の専攻科目を担当したりすることもある。「仏教の思想」（必修科目）については、短期大学部と併設大学の間で移籍・交流を積極的に行っている。

全学的な委員会や評議会等には、短期大学部の教員が委員として選出されており、併設大学の教員との交流も多く、また研究活動や行事等においても頻繁な交流を行っている。

「龍谷ミュージアム」は、2011（平成 23）年に龍谷大学及び龍谷大学短期大学部の附属施設として開館した。同館では、教育・研究・展覧会・地域活性化の活動を行っており、専属の教員を配置している。

以上のことから、併設大学との間での人員配置、人的交流は適切に行われていると認められる。

⑥ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

短期大学部の教員組織の適切性に関する点検・評価は、「短期大学部自己点検・評価委員会」を設置し、毎年度、組織の自己点検・評価として実施している。また、教員活動自己点検において、教員自身が「教育」「研究」「社会貢献」「大学管理運営」の4領域で点検・評価を行っている。短期大学部の自己点検・評価結果は、「大学評価委員会」及び「全学大学評価会議」で確認・審議のうえ、評価結果として確定される。この評価結果は短期大学部教授会にフィードバックされ、それに基づき課題の改善に取り組んでいる。

2015（平成 27）年度の自己点検・評価結果において、教員活動自己点検の組織

的な取組みの弱さが指摘され、その課題の改善に向けて検討した。その改善策として、「教員活動自己点検に関する実施要項」及び「点検結果の活用に関するガイドライン」に基づき、教員活動自己点検の手引きを作成し、教員活動自己点検の取組みを促進している。

以上のことから、短期大学部の教員組織の適切性について、毎年度、自己点検・評価を行い、その評価結果に基づき、改善・向上に向けた取組みを行っており、適切な方法と手続で自己点検・評価結果をもとに改善・向上に取り組んでいると判断できる。

7 学生支援

<概評>

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。

併設大学と一体となった「学生支援の方針」において、「修学支援、学生生活支援、キャリア支援の3つの方針に基づき、すべての学生に対して支援を行う」ことを定めている。修学支援は「すべての学生に等しく教育機会を提供することを目的とし、学生一人ひとりが学修を円滑に進め、継続していくことができるよう、次のような支援を中心に総合的な取り組みを行う」とし、修学に関する支援、留年者及び休退学者に対する支援、障がいのある学生に対する支援、奨学金制度の4項目を柱とした各取組みの方針を定めている。

学生生活支援は「学生の人権尊重を基本とし、学生一人ひとりが心身ともに健康で、かつ安全で安定した学生生活を送るために必要な基盤を整備するとともに、豊かな人間性を育み、自らが主体的に活動できるよう、『生活支援』『経済支援』『課外活動支援』を柱とした総合的な取り組みを行う」とし、生活支援、経済支援、課外活動支援の各取組みの方針を定めている。

キャリア支援は「学生の社会的・職業的自立に向けて必要となる知識、能力、態度を育むとともに、学生の職業観・勤労観を醸成し、主体的な進路選択、希望する進路の実現を目的として、『キャリア教育』と『進路・就職支援』を二本柱として、全学のおよび体系的に取り組む」とし、キャリア教育、進路・就職支援の各取組みの方針を定めている。

これらの方針は、学生及び教職員には短期大学部ウェブページへ掲載し、さらに学生には、履修要項や学生手帳に明示することにより共有している。

- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

修学支援・学生生活支援・キャリア支援の各取組みの方針に沿って、各支援体

制を整備している。

修学支援は、全ての学生に等しく教育機会を提供することを目指し、教職員が連携して支援を行うこととしており、教員は学習に関すること、履修手続や学籍等に関することは事務職員が主体となり、教職協働で支援を行っている。補充教育については、前期GPAが基準値以下の学生を対象として、短期大学部で学ぶための基礎知識の補充を目的とした「特別講座」を開講している。自主学習に関する支援は、「学修支援・教育開発センター」のもとに「ライティングサポートセンター」を設置し、ライティングに関する知見を持つライティングスーパーバイザーや併設大学の大学院学生を中心としたライティングチューターを配置し、レポートや卒業論文等の作成に関する支援を行っている。

障がいのある学生への支援は、専門的な知見を持つ専門職員を配置した「障がい学生支援室」を設置し、学生の要望に応じた対応策を検討しており、障がい学生に配慮したシラバスの執筆やノートテーカー養成講座等の研修会の実施に加えて、『障がい学生支援ガイドブック』を作成し教職員に配付するなど、障がいのある学生に対する理解を深める全学的な取り組みを行っている。

留学に対する支援は「グローバル教育推進センター」を設置し、海外協定大学への留学制度を設けているほか、国際社会で活躍するための能力を身につけるグローバル・キャリア・チャレンジプログラムを設け、正課外におけるキャリア教育として位置付けている。また、海外からの留学生を対象とした居住寮に学生生活アドバイザーが滞在し、学生生活をサポートする体制を整備している。学習の継続に困難を抱える学生への対応として、休学・退学の相談は教員が面談を行ったうえで、経済的事由の場合は奨学金を所管する部署の事務職員につなぐなど、教職員で情報を共有しながら必要な支援を行っている。なお、このような経済的な問題を抱える学生を支援するための家計奨学金、学業や課外活動等で優秀な成績を修めた学生の意欲を向上させるための課外活動等奨学金、留学生が学習に専念するため授業料の一部を給付する学費援助奨学金等、学生の状況に応じた各種の奨学金制度を整備し、『奨学金ガイドブック』や短期大学部ウェブページ等により学生に情報提供している。

生活支援は、学生の人権尊重を基本とした必要な基盤を整備しており、「保健管理センター」のもと、学生の身体の悩みは「診療所」、心の悩みは臨床心理士を配置した「こころの相談室」において対応している。それに加えて、学生が気軽に相談できるように、学生部にカウンセラー（「こころの相談室」兼務）を配置した「なんでも相談室」を設置し、相談内容に応じて各機関が連携して支援を行っている。ハラスメント防止に対する取り組みとして、「ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、「ハラスメント問題委員会」を設置し、そのもとに相談窓口となるハラスメント相談員を配置している。なお、相談員の氏名及び連絡先

を明示した冊子を学生・教職員に配付することにより、相談窓口を明確にしている。

進路支援は、キャリア教育と進路・就職支援を二本柱とした支援体制を整備している。キャリア教育は、正課及び正課外を通じて職業観を醸成しており、正課においては共通科目「キャリアデザイン論」を開講し、正課外においては学年や学科の特色に応じたキャリアガイダンスを実施している。進路・就職支援は対面の面談を重視する方針のもと、個別面談等により学生個々の状況に応じた指導を行うことに加えて、東京及び大阪にもオフィスを置き、きめ細かな就職支援を行っている。また、正課外活動を奨励する「スポーツ・文化活動強化センター」「ボランティア・NPO活動センター」の設置や、貧困や福祉等社会的な課題をテーマとした課題解決型のビジネスプランコンテストを実施しているほか、学業と課外活動の両立に悩んでいる学生の相談に併設の大学院学生が応じる学生部チューター制度を整備しており、教職員と学生が一体となり課外活動を支援している。そのほか、留学生対象学年別キャリアガイダンス、障がいのある学生のためのキャリア支援セミナー等、多様化する学生に対応した支援体制を整備している。

以上の取組みは、学生の人権尊重を基本として、全ての学生に等しく教育機会を提供することを目指す「学生支援の方針」に沿った取組みであるといえる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援に関する自己点検・評価は、本協会が定める大学基準を準用した「自己点検・評価シート」を用いて行っている。自己点検・評価の手続きは、学生支援に係る「教学部」「学修支援・教育開発センター」「障がい学生支援室」「学生部」「スポーツ・文化活動強化センター」「保健管理センター」「キャリアセンター」「インターンシップ支援オフィス」が「自己点検・評価シート」を作成し、併設大学と一体となった「大学評価委員会」及び「全学大学評価会議」で確認している。「大学評価委員会」は、各組織から上程された「自己点検・評価シート」に基づき評価を実施し、評価結果（案）をまとめ「全学大学評価会議」に上程する。「全学大学評価会議」は、評価結果（案）をもとに審議し、評価結果を確定させる。確定した評価結果は各組織にフィードバックされ、評価結果の内容に基づき、組織ごとに課題の改善等に取り組むことにより、次の活動に生かしている。また、学生支援に係る各組織のもとに、それぞれの取組みについて審議する会議体を設けており、取組みの総括や課題を抽出することで、次の取組みにつなげている。それに加えて、検討が必要となった事項に対応するための審議機関として、「部局長会」のもとに「特別委員会」を設置することとしている。こ

れによる改善・向上に向けた取組みの事例としては、2019（令和元）年度に、現状の奨学金の利用状況を検証し有益な奨学金制度への改善を図るために「奨学金制度のあり方検討委員会」を設置し、予算の規模や配分の重点を含めた奨学金制度全体のあり方について検討を行い、現行の奨学金制度の見直しを行っていることが挙げられる。また、2018（平成30）年度に、キャリア教育の支援を強化するため「キャリア教育成果検証ワーキンググループ」を設置し、キャリア教育の成果の検証や課題を抽出するなど、次年度の取組みに生かす仕組みを構築している。

以上のように、定期的な自己点検・評価に加えて、多様化する学生に対応するため、必要に応じて審議機関等を設置して検討を行うなど、学生の実態に即した支援体制を整備することに努めており適切である。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

学生の学習環境並びに教員による教育研究活動のための環境及び条件整備に関する基本方針は、「教育研究等に係る施設設備に関する整備方針」で明確化している。整備方針の内容は、「キャンパスコンセプトに基づいた計画的整備」「知的創造型のコミュニティ空間を創出」「機能性の確保」「キャンパスアメニティの実現」「地域との共生」「危機への対応」「安全性の確保」「省エネルギーの実現」「キャンパス・ファシリティマネジメント体制の整備」の9項目からなる。特に、「機能性の確保」では、「教育・研究・社会貢献活動の多様化やユビキタス環境の伸展に対応できる施設を整備する」ことを謳い、学生がさまざまな場所で主体的に学習を進められる環境整備を目指している。

この方針はウェブページにおいて公表している。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

深草（京都市伏見区）にある社会福祉学科、こども教育学科の校地、施設・設備は、短期大学設置基準等の法令要件を満たしており、施設・設備等の所管部署である財務部管理課では、「学校法人龍谷大学固定資産及び物品管理規程」に基づき、適切な維持・管理を行っている。学生の主体的な学習を促進するために、3つの機能別ラーニングコモンズを設置し、各コモンズにはスタッフを配置し、それぞれの特徴を生かした学習支援を展開している。スチューデントコモンズはオープンスペースで、個人学習やグループ学習のためのコラボレーションエリ

ア、技術サポートやライティング支援を受けられるクリエイティブエリアがある。グローバルcommonsは、日本人学生と留学生が自由に交流できるグローバルラウンジや語学学習ができるランゲージスタディエリア、マルチリンガルスタジオ等の自立型言語学習支援施設を整えている。ナレッジcommonsは、学生が主体的・協調的な学びを実現するため、「調べ、考え、書き、作る」を実践する学習空間で、ナレッジスクエア、グループワークルームを設置し、学生のための学習環境を整備している。安全確保では、消防法及び「龍谷大学防火・防災管理規程」に基づき、毎年度、学内消火設備の使用訓練や大地震発生を想定した全学的規模の避難訓練を実施し、さらに災害発生による断水時の飲料水供給を目的とする自立型の水供給設備（井戸プラント）の設置や防災機器備品の備蓄により、約8,000名の3食3日分を確保するなど、整備を適切に行っている。また、学生及び教職員の安全確保のために、防犯カメラの設置や自動体外式除細動器設置数を増やしている。ネットワーク環境やICT機器の整備については、「情報メディアセンター」を基軸として、2015（平成27）～2019（令和元）年度の「情報化戦略構想」「情報化推進計画」「情報化事業投資スキーム」の策定により、年次計画に基づき計画的に行っている。教育・研究活動におけるICT利用環境の整備では、無線LAN利用可能エリアの拡張及び高密度利用時における安定化を目的にアクセスポイントを増設するとともに、ハードウェア環境を統合・集約した総合仮想環境のリソースの増強を進めるなど、ICTの利用促進を適切に図っている。情報倫理を浸透させるため、学生及び教員に対して自学自習用コンテンツ「INFOSS 情報倫理」を活用するほか、学生には入学時のオリエンテーションの際に、情報リテラシー支援プログラムの受講テストを課すことによって確実な修得に取り組んでいる。キャンパス環境における学生生活の快適性の配慮では、ユニバーサルデザインの調査を実施し、その結果をもとに建物の入口の段差解消、手摺りの設置、点字ブロックや多目的トイレの増設を行うなど、適切に整備を行っている。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

学生の学習及び教員の教育研究活動の必要に即し、図書その他の学術情報資料の整備は、図書館の理念である「学習、教育・研究および社会貢献の各活動を支援するうえで必要不可欠な学術情報基盤を整備し、『知の広場』として機能すること」とこれを実現するための9項目の目標に基づき、適切に行っている。例えば、図書を研究用図書と学習用図書に大別し、学習用図書は「図書館図書収書計画」に基づき、シラバスに記載された参考文献等の学習用図書、入門書等の基本図書等を広く収集・整備するほか、学生は深草図書館だけでなく、併設している

大宮図書館、瀬田図書館の利用も可能としている。さらに、電子系資料の収集では、図書委員会のもとに電子系資料選定委員会を設置し、学生の学習環境の整備と研究者の横断的・先進的な研究支援に寄与できるよう効果的・効率的な選定に取り組んでいる。また、データベースは、共通学習用、共通研究用、個別研究用に分類して、利用状況と費用対効果による見直し基準を設けて、適切に選定を行っている。

各図書館には、図書館司書資格者を含む職員を配置している。図書館司書資格を有しない職員に対しては、資格修得の諸費用を補助し、専門知識を有する図書館職員の継続的養成を図っている。資料整理業務及び閲覧カウンター業務は、図書館司書資格を有する外部業者に委託し、学生及び教員のニーズに対応できるよう配慮している。

図書館利用の促進に向け、各図書館の閲覧座席数、開館時間は学生の学習に配慮して確保・設定されており、図書館は多くの学生に利用されている。情報検索インフラとしては、各図書館に蔵書検索システムや各種データベース等が利用できる検索端末及びレポート課題等が作成できるオープン端末を設置し、利用の促進を図っている。図書館は併設大学と共用であるが、各キャンパスに設置の学部・学科に関連する分野の蔵書をバランスよく所蔵して、短期大学部の学生の利用に支障がないよう配慮している。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究に対する基本的な考え方として、「総合大学としての多様性と学際性を生かし、国際的な学術文化の向上と科学技術の振興、地域社会の発展に寄与する」ことを「研究にかかる基本方針」の中に定めている。この基本方針の趣旨に則り、「研究支援の方針」「研究活動に関する指針」を定め、ウェブページにも公表している。「研究支援の方針」としては、「強みのある研究と特色のある研究の推進」「研究者への支援充実」「外部資金獲得支援体制の充実」「社会への発信力強化」を掲げている。「研究活動に関する指針」では、「心豊かな人間を育成するとともに、学術文化の振興や豊かな社会づくり、世界の平和と発展に貢献することを使命」として、「研究活動を適正かつ円滑に遂行し、社会からの信頼を確保・維持」するよう定めている。

教員に対する研究費の支給については、「個人研究費・個人研修費」「出版助成金」「原稿掲載料助成」「国際会議等出席者への旅費補助」「国際学術会議開催補助」「全国学会開催補助」「研究所における共同研究費」「重点強化型研究推進事業」の各種制度を整備し、教育研究上の必要性を踏まえて適切に行っている。さらに、科学研究費の申請・獲得を目指す教員に対する「科研費申請サポー

ト制度」として、アドバイザー委員会制度、研究計画調書閲覧制度、科研費再申請支援制度、国際的研究業績向上支援制度を導入している。

研究室については、教員1名につき研究室1室を配当し研究環境を整えている。教員の研究時間を確保する方策として「研究員制度」を導入し、国外研究員及び国内研究員は1年又は6か月、短期研究員は1か月又は3か月以内の期間、教育等の義務が免除され研究に専念できるようにしている。短期大学部教員の「研究員制度」の利用では、国外研究員及び国内研究員（ともに1年間）いずれも利用実績があり、教員の研究の幅の広がりにより有意な成果が見られることは高く評価できる。また、附置研究所には、研究活動を推進するため「専任研究員」制度を設けるほか、特別研究員、交換研究員等の制度を整備している。そのほか、人間・科学・宗教総合研究センターや世界仏教文化研究センターのもとに設置する研究プロジェクトにおいても、「プロジェクト研究専任研究員」制度を設け、研究活動の時間の確保に向けた取組みを行っている。

また、「教員補助員・TA・チューター制度の運用ガイドライン」及び「研究系アシスタントスタッフ規程」を定め、教員がティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）やリサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）を雇用できる環境を整備し、積極的に教育研究活動を支援している。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程としては、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する基本方針」に基づき、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」及び3つの運用細則を定めており、適切に規程類を整備している。

研究倫理を遵守した研究活動を推進するために、「研究不正行為防止委員会」を設置し、冊子『公正な研究活動の推進に向けて』を作成・配付することや、新規着任教員に対する研修及び科学研究費補助金に関する説明会において、研究活動に係る不正行為防止を説明することなどを通じて啓発活動を行っている。また、運用細則に基づき、全ての教員に対して、研究活動の不正を行わないことを主旨とする誓約書の提出及び研究倫理教育としての外部団体が提供するプログラムの受講・修了を求めるという取組みを行っている。

研究倫理に関する審査を行うため、研究課題別に「人を対象とする研究に関する倫理委員会」「動物実験委員会」「遺伝子組換え実験安全委員会」を設置し、それぞれの研究課題における研究倫理に関する審査を適切に行っている。

以上のように、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応している。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性に関する自己点検・評価は、毎年度、本協会の大学基準を準用し、財務部管理課、「情報メディアセンター」「学修支援・教育開発センター」、図書館、研究部において組織的に行っている。各組織で行った自己点検・評価の結果は、「内部質保証に関する方針」に従って、「大学評価委員会」及び「全学大学評価会議」で確認され、「大学評価委員会」委員（評価者）は、各組織の自己点検・評価シートに基づく評価を実施し評価結果（案）をまとめて、「全学大学評価会議」に提出し、審議のうえ確定している。その後、評価結果は各組織にフィードバックされ、課題の改善に取り組むなど、その後の活動に生かしており、適切な点検・評価及び改善・向上に向けた取り組みを行っている。

自己点検・評価結果に基づく教育研究環境等の改善・向上に向けた取り組みとしては、例えば、2018（平成 30）年度の自己点検・評価において図書費の増大が課題に上がり、図書委員会に対し計画どおりの履行を求めることで、図書委員会は「図書費の将来計画（実行プラン）」を策定し、図書費の削減・圧縮を趣旨とした「2019 年度以降の図書費のあり方について」をとりまとめ、予算編成が適切に行われるように改善している。また、学修支援・教育開発センターでは、ラーニングコモンズの利用目的・利用頻度等の状況や、利用者の意見や要望等のアンケート調査を行うことで問題点を抽出し、ラーニングコモンズ運営協議会で報告・共有し、次年度の事業計画・事業施策の立案につなげている。研究部では、2018（平成 30）年度の文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく履行状況調査を行い、その結果に基づき、「研究費等の不正使用防止計画及び研究活動における不正行為防止計画」を新たに策定し、同計画に則った取り組みを進めており、継続的・組織的な改善・向上に向けた取り組みを行っている。

<提言>

長所

- 1) 教員研究活動促進支援のための多くの制度が重層的に整備され、活用されている。特に、「研究員制度」は、一定の期間教育等の義務が免除され研究に専念できる仕組みであるが、国外研究員及び国内研究員（ともに1年間）いずれも利用実績があり、教員の研究の幅の広がりにより有意な成果が見られることは評価できる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

併設大学を含めた全学的な社会連携・社会貢献に関する方針として、「社会連携・社会貢献方針」を定めている。その内容は、「学内外の諸機関と積極的に連携し、真に持続可能な社会の実現を目指す価値創造を通じ、地域社会の発展のために貢献するプラットフォームとなることや、既存の慣習にとらわれることなく、社会変革を担う人間を育む」ことである。

また、この方針に基づき、短期大学部としての社会との連携・協力に関する方針を定めており、「産業界や自治体等との連携をはかりながら、地域社会の抱える課題解決に取り組む」「地域社会との連携を強化しながら、体験型教育等の機会をとおり、『共に生きる地域づくり』に貢献する」ことなどを明示しており、適切である。

上記の方針は、ウェブページで公表している。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

社会連携・社会貢献に関する事業を学科ごとに展開し、それぞれの教育研究成果を積極的に社会に還元している。

社会福祉学科では、子どもから高齢者までの多世代と学生と一緒に、より良い地域づくりを考える「多世代交流会」を、近隣の小学校等と協働で開催している。また、東高瀬川の環境保護と伝統行事の活性化を目的とした、まちづくり活動を実施しているほか、砂川学区の災害時要支援者救援のため、ゼミ活動において、防災マップの作成を行っている。そのほか、社会で働きながら資格取得を目指す卒業生等を対象に、社会福祉士受験支援講座を実施している。こども教育学科では、地域住民や他学部学生にも参加を呼びかけた映画鑑賞会や、地域の子どもたちと保護者を対象とする催し「おいでよ！！ちびっこまつり 2018 ロンロンといっしょ」を実施している。また、学内施設「こども教育多目的室（絵本とおもちゃのお部屋）」において、大学の近隣にある子育て支援センターを利用する保護者と子どもたちを対象に、学生が「遊び」を企画・運営する取り組みを行っており、社会連携・社会貢献につながっている。

社会連携・社会貢献活動において、社会的要請（地域社会のニーズ等）に応えるため、産官学連携事業・地域連携事業・生涯学習事業の3つの事業を推進している。例えば、1992（平成4）年度から市民向けの生涯学習講座「RECコミュニティカレッジ」を開講し、仏教・こころ、文化・歴史、文学をはじめ、外国語や資格取得等のさまざまな分野のコースを開講している。

さらに、社会福祉学科の「オープンカレッジふれあい大学課程」より派生した

「ともいき大学」（知的障がいのある市民のための福祉と教養講座）は、高等教育を知的障がい者に分かり易く提供するための特別講座として2003（平成15）年から毎年開講されており、文部科学省の2018（平成30）年度「障がい者の生涯学習支援活動」表彰対象者に選出され、文部科学省大臣賞を受賞している。上記の取組みは特色ある社会貢献活動となるだけでなく、短期大学部の教員が講師を、学生がアドバイザーを担当することで、学生が障がい者とともに学びあうための有意義な機会となっていることは高く評価できる。

上記のほか、1977（昭和52）年度から、市民を対象とした無料公開講座「龍谷講座」を開講している。「ボランティア・NPO活動センター」では、サービスラーニング（社会参加型教育）を実践している。例えば、「被災地復興支援活動」は、2011（平成23）年からこれまで途切れることなく支援活動を行い、多くの学生・教職員の参加が継続している。また、「海外体験学修プログラム」では、海外において地域貢献、福祉、環境等のボランティア活動を行い、異文化間の相互理解と共生を学ぶプログラムを展開している。仏教総合博物館である「龍谷ミュージアム」はまちに開かれた博物館として、仏教文化を中心とした学術資料の収集、整理、保存、調査、研究及び展示公開を行っている。

以上のように、地域との連携・交流を深める活動をさまざまな側面から実施し、教育研究成果を適切に社会に還元していることは評価できる。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

社会連携・社会貢献活動に関する自己点検・評価は、毎年度、本協会の大学基準を準用し、組織として点検・評価を行っている。社会連携・社会貢献の適切性については、短期大学部、「REC（龍谷エクステンション・センター）」「ボランティア・NPO活動センター」「龍谷ミュージアム」において点検・評価を行っている。各組織で行った自己点検・評価の結果は、「大学評価委員会」及び「全学大学評価会議」で確認され、「大学評価委員会」委員（評価者）は、各組織の自己点検・評価シートに基づく評価を実施し、評価結果（案）をまとめ、「全学大学評価会議」に提出し、そこで審議し確定している。その後、評価結果は各組織にフィードバックされ、課題の改善に取り組むなど、その後の活動に生かしており、点検・評価及び改善・向上に向けた取り組みが適切に行われている。また、社会連携に係る各組織は、それぞれの事業実施等を審議・決定する会議（運営委員会等）において、事業計画を策定し実施している。

自己点検・評価結果に基づき、社会連携・社会貢献活動について改善した例としては、例えば、「ボランティア・NPO活動センター」は、新しい海外体験学習プログラムの開発を目指して、プログラム企画・提案の応募対象を学内全教員

に広げた結果、2019（令和元）年度にはアメリカ合衆国での新しい海外体験学習プログラムを開設することができたことが挙げられる。

<提言>

長所

- 1) 社会福祉学科の「オープンカレッジふれあい大学課程」より派生した「ともいき大学」（知的障がいのある市民のための福祉と教養講座）は、高等教育を知的障がい者に分かり易く提供するための特別講座として、2003（平成 15）年から毎年開講しており、文部科学省の 2018（平成 30）年度「障がい者の生涯学習支援活動」表彰対象者に選出され、文部科学省大臣賞を受賞している。上記の取組みは特色ある社会貢献活動となるだけでなく、短期大学部の教員が講師を務め、学生がアドバイザーを担当することで、学生が障がい者とともに学びあう有意義な機会となっていることは評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。

短期大学部では、併設大学と一体となった大学運営に関する方針を『2019（平成 31）年度「学校法人」及び「大学」「高等学校・中学校」の運営体制について－大学執行部の役割及び業務分担について－』の中で次のように示している。

学校法人運営と大学運営の関係について責任ある法人運営体制を確立するため、2011（平成 23）年に管理運営体制を見直し、大学の審議決定機関として位置付ける「部局長会」及び「学長会」を、学校法人においては「常任理事会」及び「専務・常務理事会」として位置付けて運営を行ってきた。法人と大学の関係性に基づく運営体制について、大学は「部局長会」を大学の執行部と位置付け、そのもとに「学長会」を置き、法人は「常任理事会」のもとに「専務・常務理事会」を置くこととしている。なお「部局長会」と「常任理事会」、「学長会」と「専務・常務理事会」の構成員は一部を除きそれぞれ同一とし、「部局長会」は「常任理事会」として、「学長会」は「専務・常務理事会」として運営することとしている。

この学校法人と教学組織（短期大学部及び併設大学）の関係は、学長（専務理事）にも法人の代表権を認めていること（寄附行為第 13 条）とあわせて、大きな特長であるといえる。

これらの方針は毎年度確認され、短期大学部教授会等の会議体で周知を図るほ

か、学内者専用のイントラネット「Brand Center（ブランドセンター）」に掲載することにより、併設大学を含む学内の教職員に共有されている。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

短期大学部は大学執行部である「部局長会」を「常任理事会」として、「学長会」は「専務・常務理事会」として、一部を除きそれぞれ同一の構成員で運営している。「部局長会」の構成員は、学長（専務理事）・副学長（常務理事）・事務局長（常務理事）・総務局長（常務理事）・学部長（短期大学部長を含む、理事）及び学長室長（理事）とし、理事として経営者の視点から、長期計画に係る諸課題をはじめとした大学運営に関わる業務全般を行うことに加えて、学則や予算・決算等の「評議会」への提案事項等について審議・決定している。なお、各業務を分担して取り組む担当理事制をとっており、業務分担は毎年度第1回の「部局長会」で決定している。「部局長会」のもとに置かれている「学長会」の構成員は、学長（専務理事）・副学長（常務理事）・事務局長（常務理事）及び総務局長（常務理事）である。「学長会」は「専務・常務理事会」として運営しており、「部局長会」への提案事項や「部局長会」から委任された事項について審議・決定している。このように、理事が大学と法人の運営に対する責任を担う体制は、法人と大学を一体化して運営する、併設大学と一体となった短期大学部の運営方針に沿ったものといえる。

学長等の役職者等の権限と役割に関し、学長については学則に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定している。学長・副学長・学部長等の役割については、毎年度発信される『2019（平成 31）年度「学校法人」及び「大学」「高等学校・中学校」の運営体制について－大学執行部の役割及び業務分担について－』の中で示されており、短期大学部の学長は併設大学の学長を兼務することとしている。また、学長、副学長及び短期大学部長は「学校法人龍谷大学寄附行為」に基づく理事であることを規定している。教授会等の権限と役割については学則や「短期大学部教授会規程」により、教員人事に関する事項、学部長及び評議員の選挙に関する事項、研究及び教育に関する事項等を規定している。

意思決定や権限執行等については、大学は「大学審議決定機関に関する規程」に「評議会」「部局長会」「学長会」について、また法人は「学校法人龍谷大学寄附行為」に「理事会」「常任理事会」「専務・常務理事会」等について規定され、併設大学と一体となった規程に則り運営している。また、寄附行為に、理事長、副理事長及び専務理事は、この法人の全ての業務についてこの法人を代表す

龍谷大学短期大学部

ると定めて、学長（専務理事）にも代表権を認めており、教学組織における意思決定を尊重した運営を行っている。

教授会は併設大学と合同で行わず、「短期大学部教授会」として独立して決議を行っている。また、学則に「短期大学部教授会」の審議決定事項から「全学的に決定を要する事項を除くこと」を規定していることや、評議会構成員である評議員各1名を選出する権限を有し、全学的な意思決定にも参画する役割と責任を担っていることを「大学審議決定機関に関する規程」に定めていることから、「短期大学部教授会」の権限と役割の範囲を明確に示しており、短期大学部の自立性を確保しているといえる。しかし、学長と短期大学部教授会との権限関係においては、実態として教授会を審議機関として位置付け運営しているが、それを規則上より明確にすることが望まれる。なお、併設大学及び短期大学部の最高意思決定機関である「評議会」の審議に際して、教員の意見を反映させるのみならず、事務職員である管理職（課長）の意見や事務職員選出の評議員による意見など、事務職員の意見を聴取した審議を行うことについて、「大学審議決定機関に関する規程」に「評議会の議長は、必要に応じて、前条以外の職員の出席を求め、その報告又は意見を聞くことができる」と規定している。また、毎年度、学生の代表と大学執行部（部局長構成員）で構成する「全学協議会」を開催し、学生の意見や要望等を聴取し課題を抽出し、対応策を講じることとしている。「全学協議会」が役割を果たした事例としては、「龍谷大学基本構想 400」の策定に際し、学生及び全教職員を対象としたワークショップを開催し、大学の将来をテーマとして意見や課題を抽出し、早急に取り組むべき課題、中長期的に改善計画を立てて取り組む課題、日常業務を通じて改善・改革に取り組む課題の3つに分類し、対応策を検討し改善に取り組んでいることが挙げられる。このように教職協働に加えて、学生の意見を大学の将来構想に反映させる取組みは、教員・事務職員・学生が一丸となって次期長期計画「龍谷大学基本構想 400」の実現を目指す、特色ある大学運営の体制として評価できる。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

短期大学部の予算編成は、毎年度「評議会」において予算編成の基本方針を策定し、併設大学と一体となった「予算統制等に関する規程」に則り行われている。財務部経理課は、基本方針に基づき、各部局及び部署からの予算要求をとりまとめ、各部局及び部署の代表（部長・事務部長）で構成する「予決算会」の議を経て予算案を策定し、「評議会」及び「理事会」に予算案を上程し審議・決定している。予算執行は、予算執行のルールが明示された『予算執行説明書』に基づき、各部局及び部署で行っている。執行内容の透明性を確保するために、毎年度、公認会計士による定期監査及び決算監査を受け、適切に執行している。な

お、限られた財源を有効に配分するために、各事業の重点度合いや事業の成果等の観点から予算計上の妥当性を判断し、翌年度以降の予算編成に反映させる「事業評価システム」を2000（平成12）年度に導入し継続的に運用している。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織は、併設大学と一体となった「事務組織規程」に、その目的を「事務を効果的・能率的に遂行することを目的とする」と定めている。また、同規程において「事務組織の連携を計り、すべて一体として事務機能を発揮させる」ことを原則として、事務組織を整備することを明示している。各事務組織の部長又はセンター長には数多くの教育職員を配置しており、そのもとに事務職員である事務部長又は次長を配置している。また、大学運営や教学運営に関わる「部局長会」「教学会議」等の主要な会議は教育職員と事務職員で構成しており、教職協働による運営体制を構築している。事務職員の採用は、併設大学と一体となった「事務職員採用手続要領」に基づき「採用試験委員会」を設置し、同委員会で採用に係る選考等を実施している。同委員会のもとには管理職及び中堅職員で組織する採用チームを設けており、現場の意見を募集や選考に反映させる仕組みとしている。事務職員には資格制度を導入し、併設大学と一体となった「事務員及び医務員の資格等に関する細則」に資格要件等を規定し、資格別に処遇を定めている。昇任の人事は、人事規程に基づき、原則として年1回実施され、候補者推薦委員会が各候補者の業務評価を資格要件と照合し、厳正に昇格候補者の選任について審議している。昨今の業務内容の多様化・専門化する課題に対応するために、専任事務職員のほかに、専門性が求められる業務に従事する専門職員を配置している。加えて、専任事務職員であっても、職務経験及び特定分野の専門知識・能力を生かすことにより、組織として質の高い業務を遂行するため、定期的な人事異動の対象外とし、特定の部署に一定期間配置する特定職務型スタッフ・コース制度を整備している。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員を対象とした研修は、組織目標達成型研修と自己啓発型研修に区分し、資格や部署により受講者を分類するほか、受講者を選抜し他大学の事務職員と連携して行うプロジェクト企画立案研修や、国外の高等教育機関への訪問調査等、事務職員に求められる知識や技能の向上に向けた多様な研修の機会を設けている。また、大学執行部である「部局長会」の構成員を対象として、経営者の観点から大学運営に必要な知識・技能を身につけるための、大学執行部情報共有セ

ミナーを年数回実施している。同セミナーでは、大学ブランド・ブランディング活動や管理運営・リスクマネジメントに関することなど、大学の運営に係る重要なテーマを設定している。当セミナーは「部局長会」の構成員以外の教職員も受講可能としており、法人や大学の運営に関するさまざまな情報を教職員で共有する機会にもなっている。上記のほか、新任教職員職員を対象として、短期大学部の教育理念・目的への理解を深めることなどを目的とした、新任教職員研修会を実施している。就任3年目までの事務職員を対象とし、新任事務職員に必要とされる大学に関する基礎的な知識の修得や入職後のフォローアップを目的とした、龍谷大学職員入門研修も実施している。

以上のことから、教職員の意欲及び資質の向上を図るために、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）活動を組織的に実施しているといえる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

短期大学部における監査では、併設大学と一体で監事、監査法人及び内部監査室による三様監査体制を整備しており、それぞれ定期的又は必要に応じて監査を実施している。監事による監査は、「学校法人龍谷大学監事規程」に基づき実施している。監査法人による監査は、毎年度「監査計画書」に基づき実施している。内部監査室による監査は、「内部監査実施細則」等に基づき、定期監査及び臨時監査が実施されており、定期監査の結果は1年間の結果をまとめて、また臨時監査の結果はその都度学長に報告することとしている。三様監査の状況を共有する場として、「法人監事会」を定期的に開催し連携を強化している。

事務組織のあり方等を含む大学運営に関する自己点検・評価は、本協会が定める大学基準を準用した「自己点検・評価シート」を用いて実施している。大学運営に関わる自己点検・評価の手続として、学長室・総務課・人事課・内部監査室が自己点検・評価を担い、「自己点検・評価シート」を作成し、併設大学と一体となった「大学評価委員会」及び「全学大学評価会議」で確認することとしている。「大学評価委員会」は、各組織から提出された「自己点検・評価シート」に基づき評価を実施し、評価結果（案）をまとめ「全学大学評価会議」に上程する。「全学大学評価会議」は、評価結果（案）をもとに審議し、評価結果を確定させる。確定した評価結果は、各組織にフィードバックされ、評価結果の内容に基づき、組織ごとに課題の改善等に取り組むことにより、次の活動に生かしている。また、内部監査室による定期監査で指摘された課題は、毎年度、当該部署の責任において、改善計画書を策定し、改善・向上に取り組むこと、その結果を学長に報告している。その他の改善事例として「学長選挙規程」の改正が挙げられる。

以上のことから、大学運営の適切性について、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを適切に実施しているといえる。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

長期的・安定的な財政基盤を確立するために、「教学創造こそ財政」の基本的な考えのもと、「財政基本計画」を策定し、教学支援財政の確立に向けた4つの具体的施策を設け、安定した財政運営を目指している。また、教育研究を安定して遂行するための財政基盤を確立・維持するために、毎年度予算編成又は決算時に、「長期財政計画」を見直して、最新の数値に更新しているほか、主要財務比率について、財務の健全性を確保することを目的とした「財務ガイドポスト」に基づき、検証を行っている。さらに、全国の同規模私立大学の平均値と比較することによって、財政状況の健全性を判断している。

「財政基本計画」については、長期計画を見据えて改訂に着手するなど、不断の検証と見直しが行われており、教育研究活動を安定して遂行するための中・長期の財政計画を適切に策定している。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率について、「文他複数学科を設置する短期大学」に比べ、短期大学部門の教育研究経費比率は低くなっているものの、事業活動収支差額比率（帰属収支差額比率）が高く推移している。また、法人全体では、「理工他複数学部を設置する大学」と比べ、事業活動収支（消費収支）計算書関係比率及び貸借対照表関係比率は概ね良好であり、「要積立額に対する金融資産の充足率」も安定した水準で推移しており、教育研究活動を安定して遂行するための必要かつ十分な財政基盤は確立されているといえる。

外部資金については、寄付金の獲得、資産運用による収益増にも積極的に取り組み、学生生徒等納付金以外の収入増を図っており、今後の成果が期待される。また、科学研究費補助金の申請・獲得を目指す教員に対する「科研費申請サポート制度」を実施しているが、実績は低調であることから、外部資金の獲得を含む収入の多様化に向けた更なる取組みが望まれる。

以 上